（支援認定の申請書の添付書類）

第三十一条　法第九十九条第二項第六号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、前事業年度における役員の報酬の有無とする。

２　法第九十九条第二項第十号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、申請者の登記事項証明書とする。

［条を加える。］

（公告の方法）

第三十二条　法第百条第一項（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告は、法第百条第一項に規定する事項並びに同項の規定により公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

［条を加える。］

（公示の方法）

第三十三条　法第百一条第一項（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）、法第百三条第八項、法第百四条第八項、法第百五条第二項及び法第百十三条第二項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

［条を加える。］

（消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示）

第三十四条　法第百一条第二項の規定による掲示は、消費者団体訴訟等支援法人の名称及び「消費者団体訴訟等支援法人」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

［条を加える。］

（変更の届出）

第三十五条　法第百二条の規定により変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　変更した内容

三　変更の年月日

四　変更を必要とした理由

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第九十九条第二項各号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合　変更後の事項を記載した当該書類

二　法第九十九条第一項各号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は法第九十九条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第三十一条第二項に規定する書類の内容に変更を生じた場合　変更後の内容に係る当該書類

［条を加える。］

（業務及び経理に関する帳簿書類）

第三十六条　法第百九条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

一　支援業務の概要を記録したもの

二　前号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

三　会計簿

四　被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

［条を加える。］